

議案第 5 4 号

三田市遊技場等の建築規制に関する条例並びに三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市遊技場等の建築規制に関する条例並びに三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 6 月 3 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市遊技場等の建築規制に関する条例並びに三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

(三田市遊技場等の建築規制に関する条例の一部改正)

第1条 三田市遊技場等の建築規制に関する条例(平成10年三田市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条第2号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改める。

(三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例の一部改正)

第2条 三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例(平成16年三田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「第7号及び第8号」を「第4号及び第5号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。